



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(二件)……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(同)……四
  - 港湾施設の供用中止……(港湾局港湾経営部経営課)……一
- 告示(選)
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……六
  - 東京都における選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……六
  - 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……七

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……七

公 告

告 示

……(産業労働局商工部地域産業振興課)……七

●東京都告示第九十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

立川駅北口西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年五月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

立川市曙町一丁目、曙町二丁目、柴崎町二丁目及び柴崎町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

立川市曙町一丁目十二番二十二号

平成二十三年五月十二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十四年一月二十三日

●東京都告示第九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 組合の名称

虎ノ門・六本木地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十年七月十一日から平成二十五年十二月三十一日まで

三 施行地区

港区六本木一丁目及び虎ノ門五丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門五丁目八番六号

平成二十年七月十一日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十四年一月二十三日

●東京都告示第九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第八百四十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁

●東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

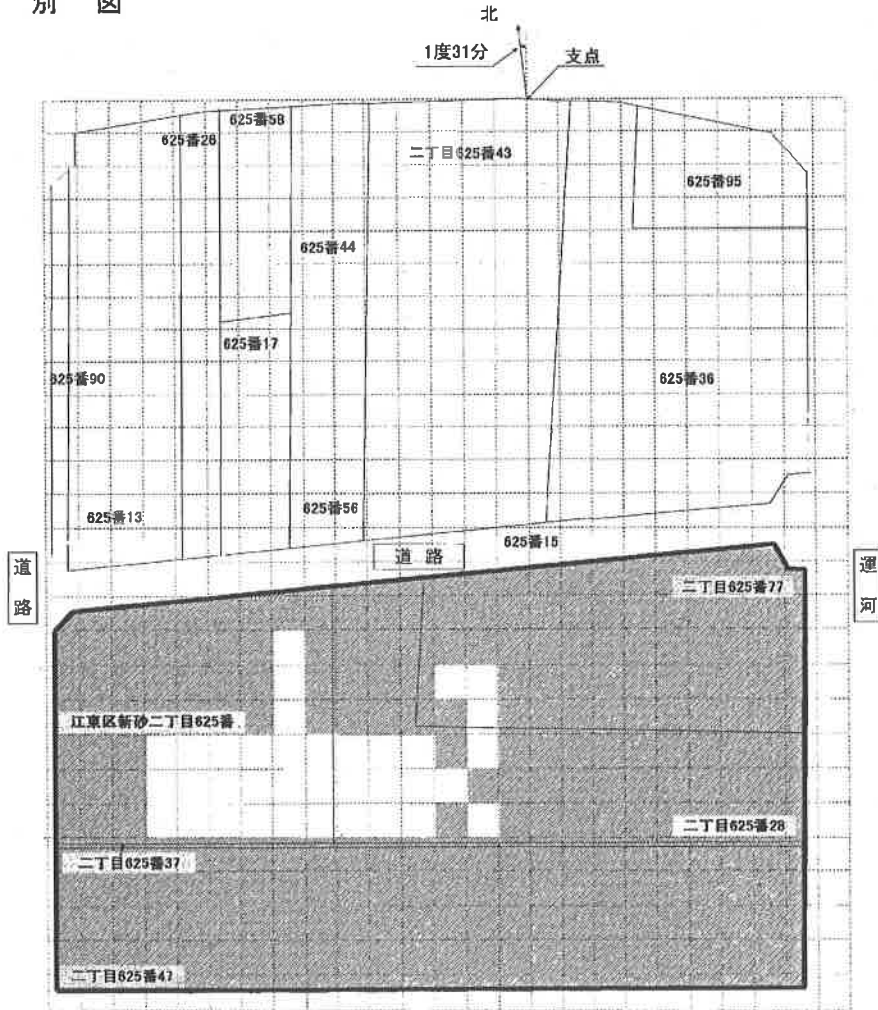
平成二十四年一月二十三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別 図



【支点】  
支点は、江東区新砂二丁目625番43の最北端とする。

【格子の回転角度(1度31分)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 境界線
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 四塩化炭素
- 五 一・二・ジクロロエタン
- 六 一・一・ジクロロエチレン
- 七 シス・一・二・ジクロロエチレン
- 八 一・三・ジクロロプロペン
- 九 ジクロロメタン
- 十 水銀及びその化合物
- 十一 セレン及びその化合物
- 十二 テトラクロロエチレン
- 十三 一・一・一・トリクロロエタン
- 十四 一・一・二・トリクロロエタン
- 十五 トリクロロエチレン
- 十六 鉛及びその化合物
- 十七 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物
- 十八 ふっ素<sup>ふ</sup>及びその化合物
- 十九 ベンゼン
- 二十 ほう素<sup>ほう</sup>及びその化合物

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物
- 八 ふっ素<sup>ふ</sup>及びその化合物
- 九 ほう素<sup>ほう</sup>及びその化合物

●東京都告示第百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十三日

東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区南水元二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



発行 東京都

目次

規則

○東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
○包括外部監査契約の締結
(総務局行政改革推進部行政改革課)
○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託
(都市整備局市街地整備部管理課)
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等
(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)
○東京都環境影響評価条例施行規則第五十一条第二号の規定により指定する地域
(同)
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
(環境局環境改善部化学物質対策課)
○医療法に基づく医業若しくは歯科医業の業務又は病院若しくは診療所に関して広告することができずる事項として知事の定める事項
(福祉保健局医療政策部医療安全課)
○東京都障害児通所給付費等不服審査会の委員の定数
(福祉保健局障害者施策推進部計画課)
○都立海上公園の区域及び面積の変更

規則

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十四年四月二日
東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第一号

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

東京都環境影響評価条例施行規則(昭和五十六年東京都規則第三百三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第六 三の項中「海岸一丁目」の下に「港南一丁目、港南二丁目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦三丁目」を、「台場二丁目」の下に「高輪二丁目、高輪三丁目、高輪四丁目」を、「東新橋二丁目」の下に「三田三丁目、三田四丁目」を加え、同表九の項中「大崎五丁目」の下に「北品川一丁目」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第五百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第五項の規定により告示する。
平成二十四年四月二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 契約の相手方

(一) 住所 埼玉県さいたま市浦和区皇山町十一番六号
(二) 氏名 松本 正一郎

二 契約の期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があると認めるときは一部前金払とする。

東京都告示第五百八十五号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例(昭和四十八年東京都条例第四十五号)に規定する移転資金貸付金償還金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
平成二十四年四月二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 委託した相手方

(一) 名称 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
(二) 所在地 中野区本町二丁目四十六番一号

二 委託期間 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおそれ、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を平成二十四年三月二十一日に指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月二日

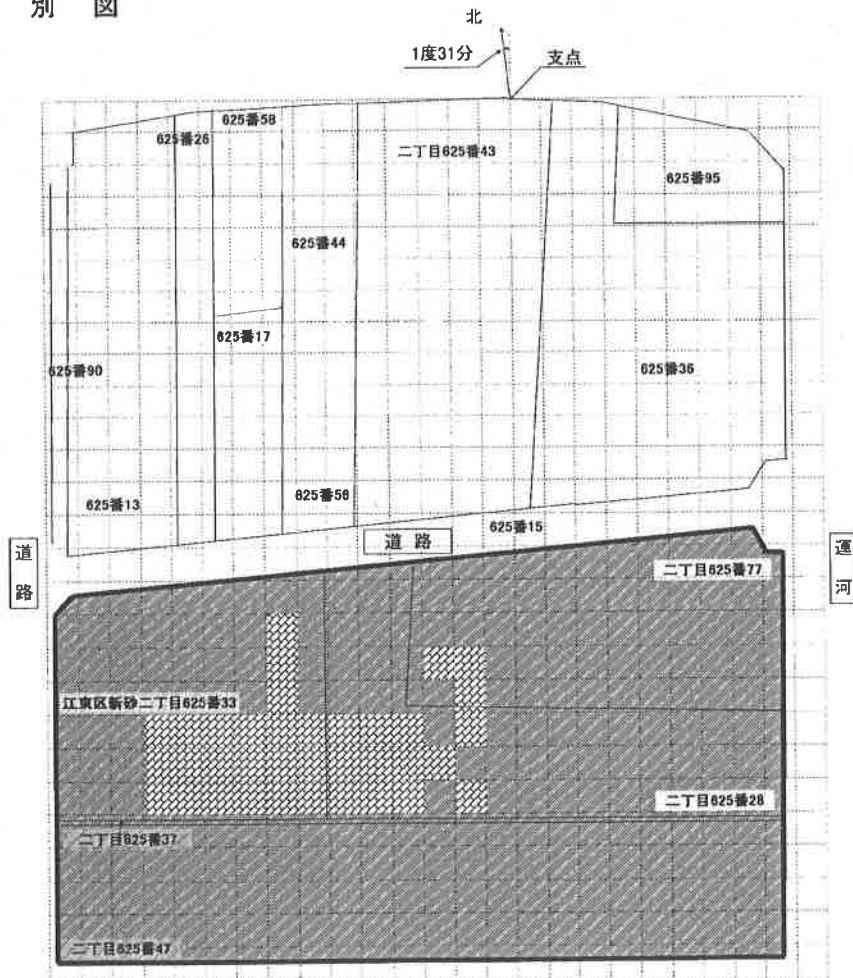
東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別 図



【支点】  
 支点は、江東区新砂二丁目625番43の最北端とする。

【格子の回転角度(1度31分)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた軸並びにこれらと平行して10m間隔で引いた軸により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】	
———	単位区画
———	境界線
———	調査対象地
■	形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
■	形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第99号により指定した区域)

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 四塩化炭素
- 五 一・二ジクロロエタン
- 六 一・一ジクロロエチレン
- 七 シスー・二ジクロロエチレン
- 八 一・三ジクロロプロペン
- 九 ジクロロメタン
- 十 水銀及びその化合物
- 十一 セレン及びその化合物
- 十二 テトラクロロエチレン
- 十三 一・一・一トリクロロエタン
- 十四 一・一・二トリクロロエタン
- 十五 トリクロロエチレン
- 十六 鉛及びその化合物
- 十七 砒素及びその化合物
- 十八 ふっ素及びその化合物
- 十九 ベンゼン
- 二十 ほう素及びその化合物

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

●東京都告示第五百八十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第一項第十三号の規定に基づく、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができる事項の件）第四条第十六号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成二十四年四月二日

東京都知事 石 原 慎太郎

東京都肺がん診療連携協力病院設置要綱（平成二十四年一月二十四日付二十三福保医政第千七百七十七号）第二に規定する東京都肺がん診療連携協力病院である旨、東京都肝がん診療連携協力病院設置要綱（平成二十四年一月二十四日付二十三福保医政第千七百七十七号）第二に規定する東京都肝がん診療連携協力病院である旨、東京都大腸がん診療連携協力病院設置要綱（平成二十四年一月二十四日付二十三福保医政第千七百七十七号）第二に規定する東京都大腸がん診療連携協力病院である旨、東京都乳がん診療連携協力病院設置要綱（平成二十四年一月二十四日付二十三福保医政第千七百七十七号）第二に規定する東京都乳がん診療連携協力病院である旨及び東京都前立腺がん診療連携協力病院設置要綱（平成二十四年一月二十四日付二十三福保医政第千七百七十七号）第二に規定する東京都前立腺がん診療連携協力病院



発行 東京都

目次

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)
- 不動産特定共同事業法による行政処分……………一
- ……………(同)
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- ……………(都市整備局市街地建築部調整課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定解除(二件)……………二
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定の一部解除(二件)……………四
- ……………(同)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定……………七
- ……………(同)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定解除……………九
- ……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………一〇
- 低NOx・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定事業者の
- 氏名変更……………(環境局環境改善部大気保全課)……………一〇

告 示

●東京都告示第千二百九十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 サントラスト株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 小川 治

(三) 主たる事務 新宿区西新宿三丁目七番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二三九二号

(五) 免許年月日 平成二十二年十一月十九日

二 処分年月日

平成二十四年八月二十一日

三 処分内容

免許の取消し

四 適用条項

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千三百号

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)以下「法」という。第三十五条第一項の規定による行政処分について、法第三十八条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

(一) 被処分者 都市総研インベストバンク株式会社

(一) 代表者氏名 代表取締役 柳瀬 健一

(二) 主たる事務 千代田区麴町一丁目七番地

(三) 許可番号 東京都知事 第七六号

(四) 許可年月日 平成十九年七月二十日

(五) 処分年月日 平成二十四年八月二十二日

三 処分内容

平成二十四年八月三十日から同年九月二十八日までの間(三十日間)法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業に係る業務のうち、次の行為を停止する。ただし、知事が個別に承認する業務については、この限りでない。

(一) 契約を締結すること。

(二) 契約の締結の代理又は媒介をすること。

(三) 契約の締結の勧誘をすること。

四 適用条項

法第二十四条第一項、第二十五条第一項並びに第三十五条第一項第二号及び第三号

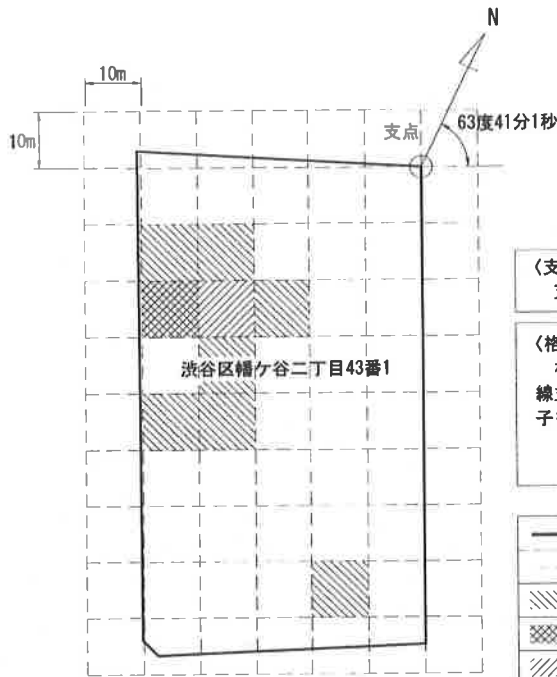
●東京都告示第千三百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十八条第五項ただし書及び第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十四年八月二十九日

別図



〈支点〉  
 支点は、渋谷区幡ヶ谷二丁目43番1の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉63度41分1秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

	筆境界線
	単位区画境界線
	要措置区域 (平成23年東京都告示第1121号により指定した区域)
	平成23年東京都告示第1121号による指定を解除する区域
	平成24年東京都告示第2号による指定を解除する区域

●東京都告示第千三百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

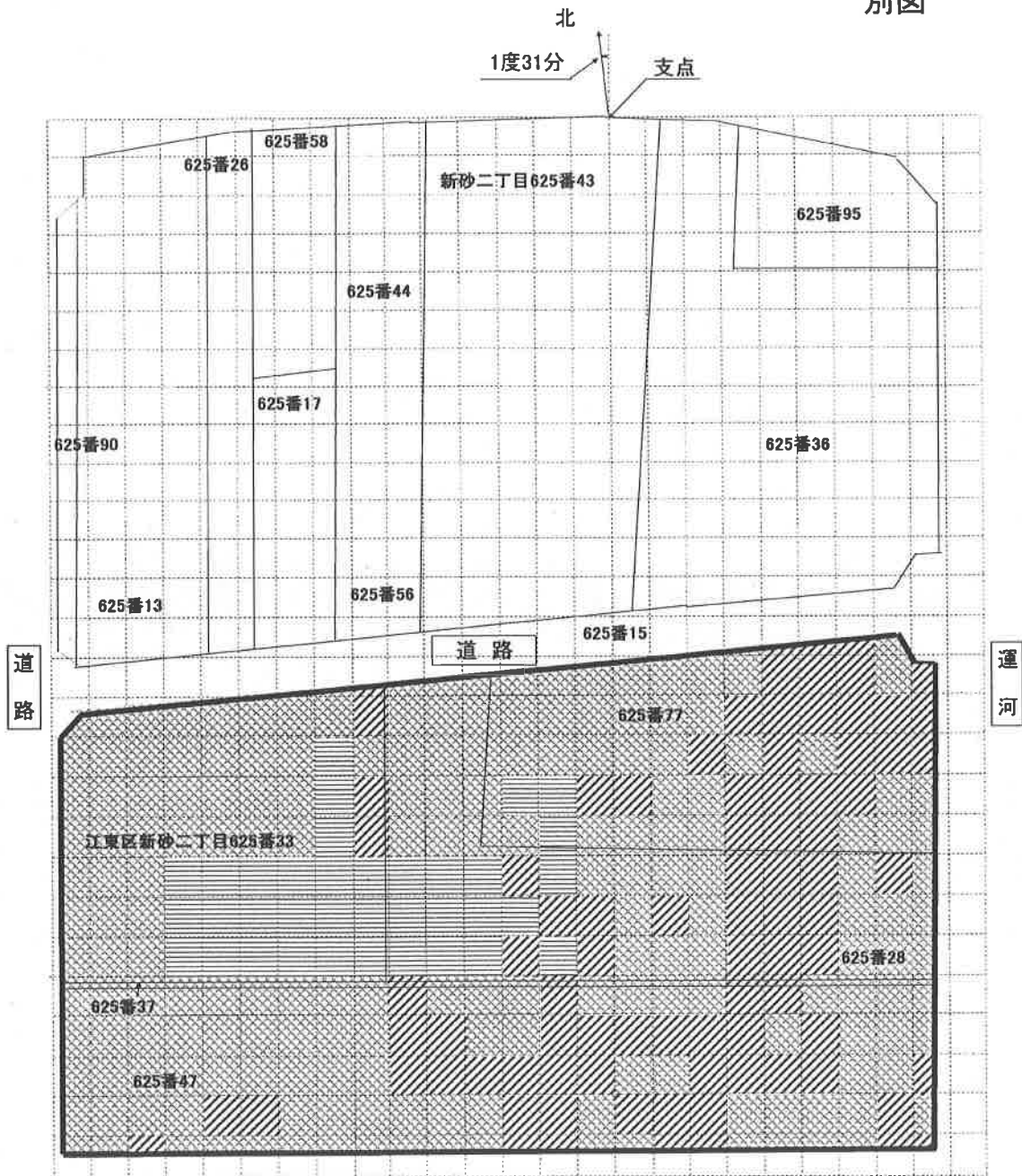
平成二十四年八月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 別表二のとおり
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施



別図



**【支點】**  
 支點は、江東区新砂二丁目  
 625番43の最北端とする。

**【格子の回転角度(1度31分)】**  
 格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として右回りに回転させて角度を示す。

**【凡例】**

	単位区画
	筆境界線
	調査対象地
	形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第99号により指定した区域)
	平成24年東京都告示第99号による指定を 解除する区域
	形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第99号により指定した区域)

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 四塩化炭素
- 五 一・二・ジクロロエタン
- 六 一・一・ジクロロエチレン
- 七 シス・一・二・ジクロロエチレン
- 八 一・三・ジクロロプロペン
- 九 ジクロロメタン
- 十 水銀及びその化合物
- 十一 セレン及びその化合物
- 十二 テトラクロロエチレン
- 十三 一・一・一・トリクロロエタン
- 十四 一・一・二・トリクロロエタン
- 十五 トリクロロエチレン
- 十六 鉛及びその化合物
- 十七 砒素及びその化合物
- 十八 ふっ素及びその化合物
- 十九 ベンゼン
- 二十 ほう素及びその化合物

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

●東京都告示第千三百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物